

岩手県監査委員告示第33号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成25年7月31日
 - (2) 本監査実施日 平成25年9月2日
- 3 監査結果の公表の日 平成25年10月1日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託契約の執行に当たり、契約書に定められた事務を行わず、また、完了確認が不十分であったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項アに係る措置内容 委託契約の執行については、今後は、委託先と連絡調整のうえ契約内容の確認を徹底するとともに、完了確認については、複数職員での徹底をすることにより再発を防ぐこととした。
イ 補助金の変更交付決定に当たり、事業完了後相当期間経過してから交付決定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項イに係る措置内容 補助金の変更交付決定については、今後は、補助事業ごとに進捗管理表を作成して複数職員での確認を徹底することにより再発を防ぐこととした。
ウ 立木及び工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項ウに係る措置内容 立木及び工作物の管理については、平成25年8月8日に財産登録を行った。今後は、工事完成検査復命時及び工事請負費の支出の際に財産取得調書の作成状況の確認を徹底することにより再発を防ぐこととした。
なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	